

市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する  
集団的予防接種のための手引き（暫定版）

目次

1. 背景と目的 ······	24
2. 本編 ······	25
2.1 全般的な事項 ······	25
2.1.1 基本方針 ······	25
2.1.2 参照条文等 ······	28
2.1.3 住民接種の主な流れ ······	29
2.2 準備期 ······	30
2.2.1 対象者 ······	30
2.2.2 対象者の特性に応じた留意事項 ······	34
2.2.3 対象者への周知方法の検討 ······	40
2.2.4 予約方法の検討 ······	41
2.2.5 接種場所 ······	44
2.2.6 接種を実施する医療従事者の確保 ······	48
2.3 接種の実施 ······	49
2.3.1 接種の実施と接種会場における運営 ······	49
2.3.2 接種対象者の本人確認 ······	52
2.3.3 同意の取得 ······	52
2.3.4 ワクチンの供給 ······	54
2.4 情報管理（予防接種台帳、記録の保存など） ······	57
2.5 都道府県の役割として期待される事項 ······	59
3. 参考資料 ······	60
3.1 予診票の例 ······	60
3.2 接種済証の例 ······	61
3.3 「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」及び「医療機関外の 場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について（医政 発 1001 第 7 号 平成 24 年 10 月 1 日医政局長通知）（抄） ······	62
3.4 住民接種対象者数試算表（東京都福祉保健局提供資料） ······	65
3.5 住民接種（集団的接種）実施に市町村で必要な医師数の算定の例	68
3.6 検討体制 ······	71

### ●本手引きのポイント

- 1) 住民接種を集団的接種で行うための方法として、地域集団接種及び施設集団接種について示した。(P. 26-27)
- 2) 市町村が接種を実施すべき対象者について、政府行動計画、ガイドライン、有識者会議等の議論を踏まえ、望ましいと考えられる者を示した。(P. 30-33)
  - ✓ 市町村が接種を実施すべき対象者としては、当該市町村の居住者（住民基本台帳に登録のある者）に加え、①長期入院・入所者、②里帰り分娩の妊産婦（及び同伴の小児）、③その他市町村が認めるもの、であると考えられる。
  - ✓ これらの対象者については、国による統一的な決めとして、当該市町村が接種を実施するともに、接種費用の市町村負担分についても支弁するべきである。
  - ✓ 一方で、健康被害救済の給付については、予防接種法第15条の規定に基づき、被接種者が住民基本台帳へ登録されている市町村で行うこととする。
- 3) さらに、対象者の集団ごとに、一般的に適切と考えられる接種方法を示した。(P. 34)
- 4) 集団的接種を保健所、保健センター、学校、体育館、公民館、集会所等で行う際に必要な手続きについてまとめた。(P. 45-47)
- 5) 接種会場での具体的な運営方法について例示した。(P. 49-51)
  - ✓ 予診等を担当する医師1名、接種を担当する看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師（又は薬剤師）1名を、基本的な接種実施チームとして示した。
  - ✓ 1チームあたりの接種に要する時間や人数を例示した。さらに接種会場での事務職員の配置や被接種者の動線についても例示した。

## 1. 背景と目的

- 住民接種とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 46 条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種をいう。
- 住民接種の実施主体は、市町村<sup>1</sup>とされており、市町村において速やかに住民接種（集団的予防接種）の体制を構築し実施できるよう、有識者や自治体担当者等による検討を行い、住民接種（集団的予防接種）のための手引きを作成することとした。
- 今後、厚生労働省が実施要領等を発出する際には、本手引きを十分踏まえることを期待する。

### （本手引きの構成について）

- 本手引きは、本編と参考資料で構成されている。
- 本手引きは、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成 25 年 6 月 26 日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議。以下「ガイドライン」という。）に基づいているため、各項の冒頭には「政府行動計画・ガイドライン記載事項」として、該当する内容について抜粋した。
- それらを踏まえた検討に基づき、「基本的考え方」として方向性や、解釈・解説を示した。
- 「取り組みの具体例」には、検討の場で提案された具体的な方策や過去の対応例を示した。
- 各項の最後には、参考条文等として、根拠となる法令等について抜粋を掲載した。

---

<sup>1</sup> 「市町村には特別区を含むものとする」（ガイドライン P. 129）

## 2. 本編

### 2.1 全般的事項

#### 2.1.1 基本方針

- 政府行動計画では、特定接種と住民接種という二つの予防接種が新型インフルエンザ等対策として規定されている。特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、医療の提供の業務、又は、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者、並びに、新型インフルエンザ等対策を実施する公務員を対象として行うものであり、基本的には住民接種よりも先に開始されるものである。なお、特定接種が全て終わらなければ住民接種が開始できないというものではない。
- 住民接種とは、特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種をいい、実施主体は市町村である。
- 住民接種は、政府対策本部が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聞き、その実施を決定し、基本的対処方針において接種対象者や順位・期間等が示される。
- 住民接種には「臨時接種」と「新臨時接種」の場合がある。緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定される「臨時接種」を行う。一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項に規定される「新臨時接種」を行う。(政府行動計画 P. 20)

図表 1 住民接種概要

	緊急事態宣言が 行われている場合	緊急事態宣言が 行われていない場合
対象者		全国民
特措法上の 位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)	
予防接種法上の 位置づけ	第 6 条第 1 項 (臨時接種)	第 6 条第 3 項 (新臨時接種)
接種の勧奨	あり	あり
接種の努力義務	あり	なし
実施主体		市町村
接種方式		原則として集団的接種
自己負担	なし	あり (低所得者を除き実費徴収可)
費用負担割合	国 1／2 都道府県 1／4 市町村 1／4	国 1／2 都道府県 1／4 市町村 1／4 (低所得者分のみ)
健康被害救済の 費用負担		国 1／2 都道府県 1／4 市町村 1／4

- 多くの場合、10ml 等のマルチバイアルによりワクチンを供給する想定であるため、原則として、住民接種は、集団的接種により行うこととされており、原則として 100 人以上を単位とした集団接種の体制を構築することとされている。(ガイドライン P. 101)
- 市町村は、国から示された各種通知、ガイドライン、本手引き等を踏まえつつ、緊急かつ可能な限り多くの住民に接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図ることが必要である。(ガイドライン P. 101)
- そのため、既存の集団を活用して集団接種体制を構築し、効率的に全住民への接種を進める等の工夫が重要である。
- 本手引きでは、集団的接種をさらに以下のような 2 種類の接種方法に分けている。
  - 地域集団接種：接種会場（保健センターや公民館、医療機関等）に接種対象者を参集させて、予防接種を実施するもの。
  - 施設集団接種：学校、医療機関、社会福祉施設等において、学生、入院患者、入所者等、既に形成されている集団を活用して、予防接種を実施するもの。

※施設に医師を含む医療職が配置されている場合は、施設職員を中心とした接種体制を構築することが考えられる。そうでない場合は、市町村が派遣する接種チームが施設で集団接種を実施する。

- なお、上記以外に、例外的な対応として、在宅医療を受療中の患者等の地域集団接種では対応困難な者に、医療従事者がその地域に住む対象者を戸別訪問して実施する場合も考えられる（地域訪問接種）。

図表 2 地域集団接種と施設集団接種

区分	概要	接種場所（例）
地域集団接種	接種会場に接種対象者を参集させて実施するもの	公民館、体育館、集会所、市民会館等
施設集団接種	学校、医療機関、社会福祉施設等において、学生、入院患者、入所者等の既に形成されている集団を活用して実施するもの	医師を含む接種体制が構築できる施設：医療機関  医師を含む接種体制が構築できない施設： (入所) 特別養護老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム、障害者支援施設等  (通所) 小中学校、保育所、通所介護事業所、障害者通所施設等

- なお、本手引きは、主に「臨時接種」の場合をイメージして作成している。ただし、「新臨時接種」の場合であっても、同様の方法で実施できることが多いと考えられ、適宜参考にしながら、住民接種のための体制整備や実施に活用していただきたい。

## 2.1.2 参照条文等

### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（抄）

#### (住民に対する予防接種)

**第四十六条** 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項 の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

2 前項の規定により予防接種法第六条第一項 の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

3 第一項の規定により基本的対処方針において予防接種法第六条第一項 の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法 の規定の適用については、同項 中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第二項 中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第二十五条第一項 中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

4 前項に規定する場合においては、予防接種法第二十六条 及び第二十七条 の規定は、適用しない。

5 市町村長は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項 の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

6 第三十一条第二項から第五項までの規定は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項 の規定による予防接種について準用する。この場合において、第三十一条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

### (2) 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）（抄）

#### (臨時に行う予防接種)

**第六条** 都道府県知事は、A 類疾病及びB 類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

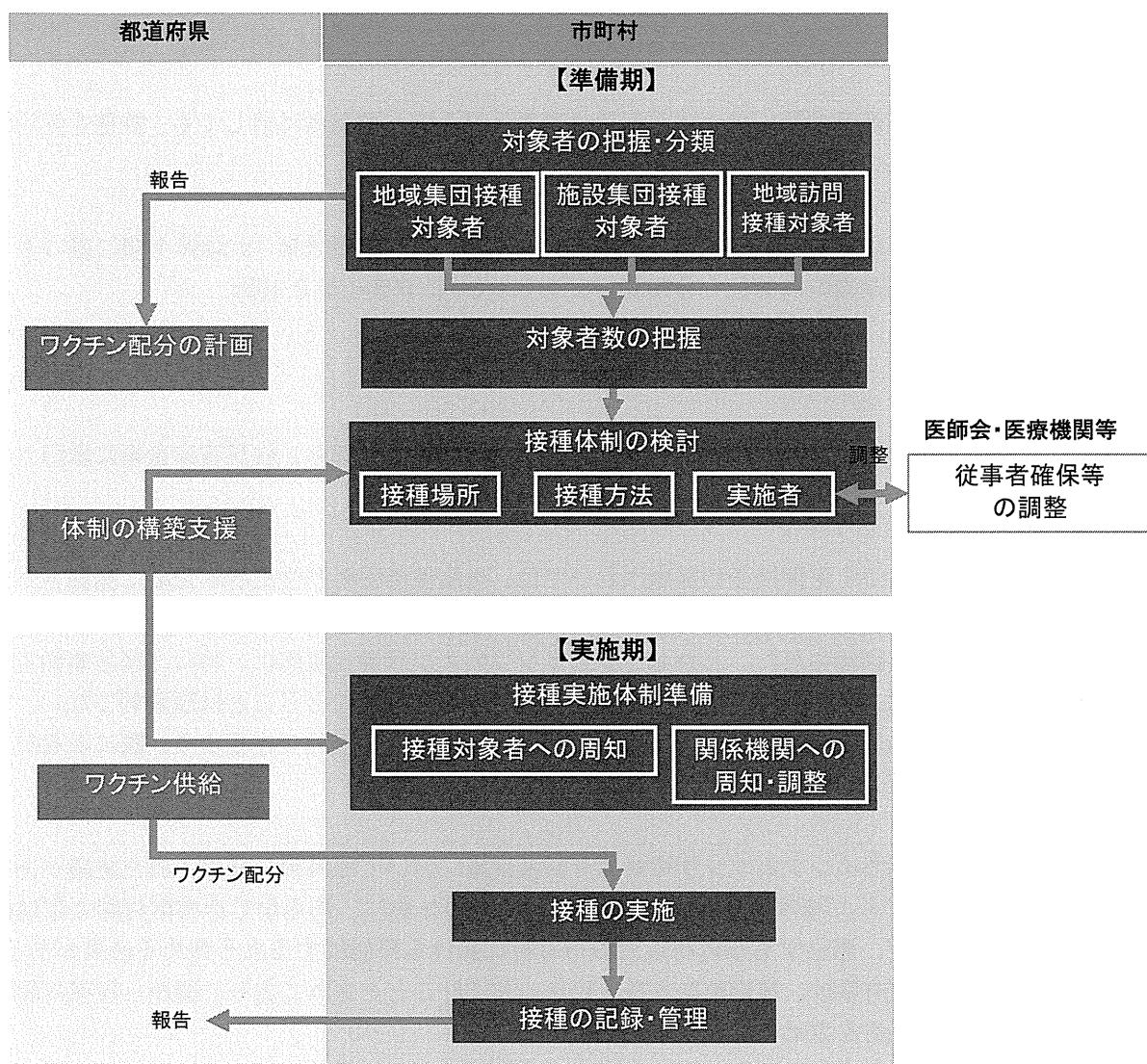
2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病的まん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、B 類疾病的うち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

### 2.1.3 住民接種の主な流れ

- 住民接種の事前準備及び実施に係る主な流れは、以下のとおりである。
- 以下、本手引きではこの流れに沿って、政府行動計画・ガイドライン記載事項、基本的考え方、取組みの具体例等を示す。

図表 3 住民接種の主な流れ



## 2.2 準備期

### 2.2.1 対象者

#### (1) 政府行動計画・ガイドライン記載事項

- 市町村は、国及び都道府県の協力を得ながら、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制を構築する。(政府行動計画 P. 33-34)
- 住民接種は、全国民を対象とし（在留外国人を含む）、実施主体である各市町村が接種を実施する。対象者は、当該市町村の区域内に居住する者を原則とする。(ガイドライン P. 103)
- 当該市町村に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者に対しても、接種を実施する場合が考えられる。(ガイドライン P. 103)
- 接種した場所が居住地以外でも健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に居住する市町村とする。(ガイドライン P. 108)

#### (2) 基本的考え方

- 住民接種の対象者については、当該市町村の区域内に居住する者、即ち、住民基本台帳に登録されている者を基本とする。
- 現在、予防接種法に基づく定期接種の実施においては、当該被接種者が住民基本台帳に登録されている市町村から、接種を実施する市町村へ、接種の実施依頼の事務手続きを事前に個別に行ってい るケースが多いことが指摘された。しかし、新型インフルエンザ等発生時に、特に、緊急事態宣言が出された場合などは、事前に個別に接種の実施依頼の事務手続きを行うことは現実的でない。そのため、自治体からは、事前の接種の実施依頼の事務手続きなしで接種できるよう、国による統一的な取決めを示して欲しいとの要望があった。
- この点に関しては、新型インフルエンザ等対策有識者会議においても同様に議論された経緯があり、政府行動計画においても、「市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における可能にするよう努める必要がある。そのため、国及び都道府県は、技術的な支援を行う」(P. 34)こととされており、国から接種対象者に関する統一的な取決めを定める支援が求められている。
- 以上を踏まえ、接種対象者は住民基本台帳に登録のある住民を基本とし、それに加えて、住民基本台帳に登録がない場合でも、当該市町村において接種することが社会的・公衆衛生学的に合理的であると考えられる者として、以下に該当する者を接種対象者と取り扱うことを国による統一的な取決めとすることが適切であると考えられる。
- 当該市町村に所在する病院や社会福祉施設等の長期入院患者・入所者については、ガイドラインでも触れているように、当該市町村の住民基本台帳への登録がなくても、当該市町村が接種すること

が、社会的・公衆衛生学的に合理的であるとされている。長期の入院患者や入所者については、当該市町村から長期間、移動することが想定されないため、地域における感染予防対策の観点から対象とすることが必要と考える。また、定期接種において、他市町村への接種の実施依頼の事務手続きを最も多く行っている対象者は長期入院患者や入所者であり、都道府県内の広域的な協定により、その事務手続きを当該都道府県内の自治体相互で省略化している自治体も多い。住民接種については、その緊急性を考慮し、当該対象者については、医療機関や施設の所在地市町村が接種対象者として取り扱うことを、都道府県内協定にとどまらず、全国の自治体に統一的に取り組むよう、国は実施要領等で示すべきである。

- 上記対象者と同様の理由により、里帰り分娩等で住民基本台帳に登録がない市町村において接種を希望する妊産婦及び同伴の小児については、定期接種では、住民基本台帳に登録がある市町村長から、里帰り先の市町村長へ接種の実施依頼の事務手続きを多く行っているところである。しかし、住民接種においては、里帰り先の市町村における接種対象者として取り扱うことを全国の自治体に統一的に取り組むよう、国は実施要領等で示すべきである。
- また、定期接種においては、「戸籍又は住民票に記載のない児童においても親権を行う者及び予防接種実施主体である当該市町村に居住していることが明らかな場合であれば、当該者の同意を得た上で、定期接種とすることは差し支えない」（「予防接種実施者のための予防接種必携 平成25年度(2013)」、公益財団法人予防接種リサーチセンター P.36）とされており、個別の事情のある者について、市町村が個別に認め、接種対象とできるようにする必要がある。
- 上記を踏まえると、住民基本台帳に登録がある住民に加え、以下に掲げる者についても住民接種の接種対象者とすべきである。
  - ① 長期入院・入所者
  - ② 里帰り分娩の妊産婦、及び、同伴の小児
  - ③ その他市町村が認めるもの
- 接種費用の市町村負担分については、特措法及び予防接種法の規定に基づき、住民基本台帳に登録がある住民に加え、上記①～③の対象者についても、接種を実施した市町村が支弁するべきである。
- 健康被害救済については、予防接種法第15条の規定に基づき、住民基本台帳への登録がある市町村が給付を行うことが適切である。これは、住民接種のような場合、広域的な接種体制の確保の観点から予防接種実施市町村と健康被害救済給付の支給市町村が異なることも想定されており、健康被害救済については、被接種者の住民基本台帳への登録のある市町村に一元化することが給付の円滑な施行、国民の負担の軽減の観点から妥当であると考えるためである。
- 事前準備の段階（政府行動計画の「未発生期」に該当する段階）では、市町村は対象者の範囲及び概算の人数等について、可能な限り具体的に把握する必要がある。（参考資料参照）
- ただし、接種対象者や接種順位等の詳細については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定し、基本的対処方針において示すこととされている。これらを踏まえて、市町村は、住民接種の実施の決定後速やかに具体的な接種の実施計画を立てる必要がある。

### (3) 取り組みの具体例

- 「その他市町村が認める者」に関しては、例えばドメスティック・バイオレンス（DV）被害者等については、個別の事情に応じて都度検討し、市町村の判断で対象者に含める。
- また、単身赴任者や大学生等で住民票を異動せず、居住しているが住民基本台帳に登録がない市町村で接種を希望する者については、ワクチンの供給状況や接種の進捗状況、接種を行う医療従事者の確保状況、居住の状況、公衆衛生的観点から、当該市町村の判断で対象とする場合もあり得る。その場合、接種にかかる費用は接種する市町村が支弁する。
- 東日本大震災による原発避難者については、避難先市町村で接種が受けられるよう、国は、具体的な対応について検討する必要がある。

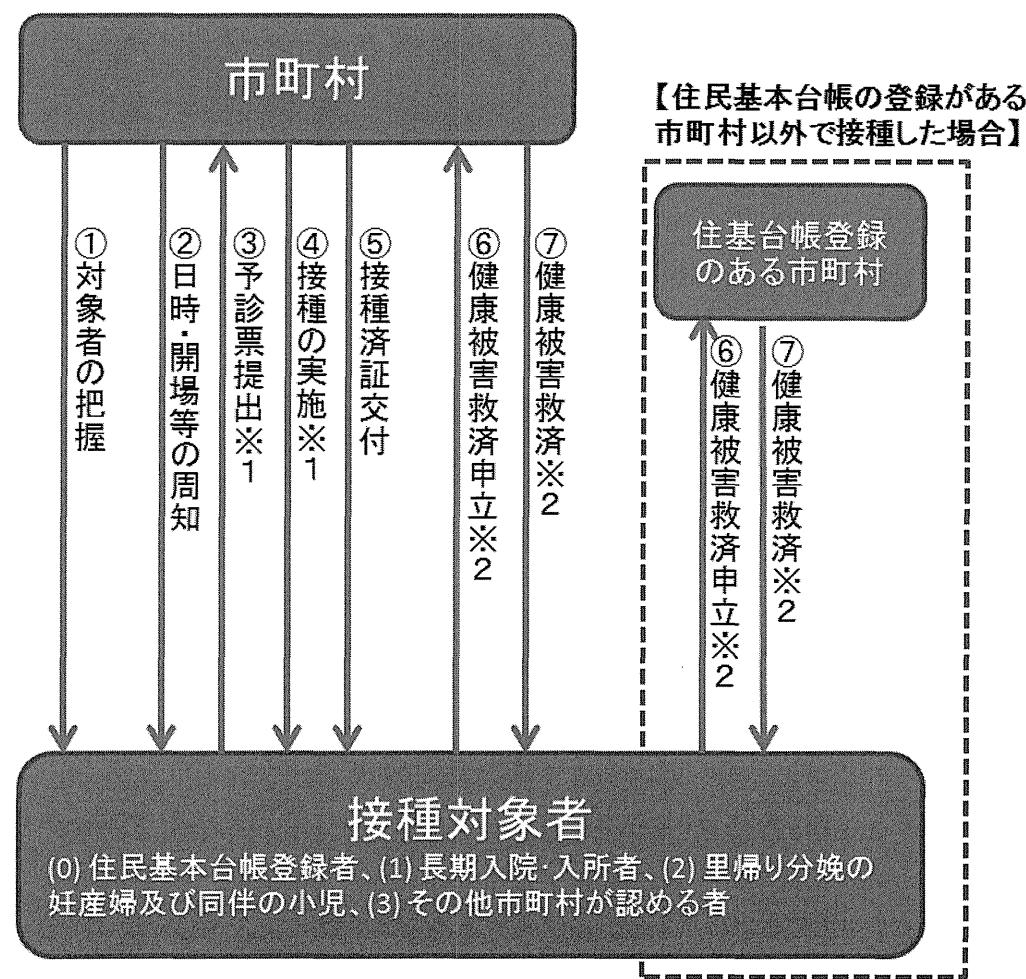
### (4) 参照条文等

#### 1) 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）（抄）

（健康被害の救済措置）

第十五条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第十七条に定めるところにより、給付を行う。

図表 4 住民接種の実施手順イメージ



※1 予診・接種は、原則、地域集団接種（接種会場に接種対象者を収集させて実施）、施設集団接種（学校、医療機関、社会福祉施設等において、学生、入院患者、入所者等の既に形成されている集団を活用して実施）のいずれかで実施する。

## 2.2.2 対象者の特性に応じた留意事項

- 住民接種の接種順位については、①医学的ハイリスク者（基礎疾患有する者・妊婦）、②小児、③成人・若年者、④高齢者の4群に分類し、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定される。（政府行動計画 P. 20）
- 接種対象者は、以下の表のようにさらに細分化して考えることができる。また接種対象者ごとに適した接種方法は、原則として以下の方法だと考える。

図表 5 接種対象者別の接種方法に関する基本的考え方

接種対象者	接種方法
基礎疾患有する者※	原則、地域集団接種
妊婦※	原則、地域集団接種
未就学児	原則、地域集団接種 幼稚園や保育所については、施設集団接種とすることも可能
小中学生	原則、施設集団接種
高校生	原則、地域集団接種
専門学校生・大学生	原則、地域集団接種
高齢者	原則、地域集団接種 高齢者介護施設の入所者は、施設集団接種（短期の入所の場合は退所後に地域集団接種もしくは地域訪問接種）
障害者	在宅生活者は、地域集団接種（移動が困難な場合、地域訪問接種） 障害者施設入所者は、施設集団接種（短期の入所の場合は、退所後に地域集団接種もしくは地域訪問接種）
在宅医療を受療中の患者	移動が困難な場合、地域訪問接種 移動可能な場合、地域集団接種
入院患者及び入所者	長期の入院・入所の場合、施設集団接種 短期の入院・入所の場合、退院・退所後に地域集団接種
通所サービス利用者等	原則、地域集団接種 移動が困難な者等が多い通所施設については、施設集団接種とすることも可能。

※基礎疾患有する者や妊婦は、市町村の判断により通院中の医療機関で接種することもできる。

## (1) 基礎疾患を有する者

### 1) 政府行動計画・ガイドライン記載事項

- 基礎疾患を有する者とは、基礎疾患により入院中又は通院中の者を言い、平成 21 年（2009 年）のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 手引き」を参考に<sup>2</sup>、発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、発生時に基準が示される。（政府行動計画 P. 20）
- 基礎疾患有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、地域集団接種により接種することを原則とするが、実施主体である市町村の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる。（ガイドライン P. 104）
- 医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。（ガイドライン P. 104）

### 2) 基本的考え方

- 基礎疾患を有する者への接種については、地域集団接種を原則とする。
- 新型インフルエンザが発生し、住民接種の実施が決定された場合には、住民接種が実施されるまでの数か月の間に、政府行動計画に記載のとおり、通院中の医療機関で「優先接種対象者証明書」を受け取り、住民接種が実施される際に地域集団接種の会場に持参する。
- 医療機関の外来患者で、基礎疾患を有する者については、実施主体である市町村の判断により通院中の医療機関での接種も考えられるが、その場合も、供給バイアルサイズは 10ml 等のマルチバイアルが主であるため、原則として集団的接種の体制を構築する必要がある。
- 一般に市町村が接種対象者である「基礎疾患を有する者に該当する者」を把握するのは困難である。そのため、市町村が対象者に個別に通知することも困難である。市町村は、住民接種の実施決定後に、本人や入院・入所施設から該当者数を報告してもらうことで、対象者を概ね把握することとなる。対象者への周知の方法については、全国的にインターネットやマスメディアを活用するとともに、医師会や病院団体等を通じた周知や、市町村で電話相談窓口を設置する方法も考えられる。

---

<sup>2</sup> 「優先接種対象とする基礎疾患のうち、特に優先する最優先対象者の基準 1. 慢性呼吸器疾患、2. 慢性心疾患、3. 慢性腎疾患、4. 慢性肝疾患、5. 神経疾患・神経筋疾患、6. 血液疾患、7. 糖尿病、8. 疾患や治療に伴う免疫抑制状態（8-1 悪性腫瘍、8-2 関節リウマチ・膠原病、8-3 内分泌疾患（肥満を含む。）、8-4 消化器疾患、8-5 HIV 感染症・その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態）、9. 小児科領域の慢性疾患」（出典：「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 手引き」）

### 3) 取り組みの具体例

- 基礎疾患有する者への広報については、①地域の広報に加え、医療機関に接種順位を明記したポスター・チラシを配布する、②医療機関に接種会場の一覧表を配布し、かかりつけ医から基礎疾患有該当する患者に周知してもらうといった方法も考えられる。
- 平成 21 年（2009 年）の新型インフルエンザワクチンの接種については、国から医師会及び病院団体等への協力要請の通知が発出され、患者である基礎疾患有する者に対して「優先接種対象者証明書」が無料で発行された。

#### (2) 妊婦

##### 1) 基本的考え方

- 妊婦への接種については、地域集団接種を原則とする。
- 市町村によっては、産科診療所等における施設集団接種の対象とすることも考えられる。
- 妊婦については、保存剤（チメロサール等）<sup>3</sup>を含まないワクチンを接種することを希望する場合があるため、対象者を把握した後に、当該ワクチンが供給されるよう、都道府県と十分に協議する必要がある。
- 対象者の把握については、市町村で発行している母子手帳数が対象者概数と考えられる。実際には、市町村は、住民接種の実施決定後に、本人や医療機関等から連絡してもらうことで、対象者数を概ね把握することができる。
- 住民基本台帳に登録がない市町村で接種を希望する里帰り分娩中の妊婦は、国による統一的な取決めとして、里帰り分娩で滞在中の市町村において接種することができることとするべきである。この場合、妊婦や出産後の母親に同伴する小児についても同様の取り扱いとするべきである。ただし、それらの妊婦を市町村ではあらかじめ把握していないため、本人が当該市町村へ申告する必要がある。

#### (3) 未就学児<sup>4</sup>

##### 1) 基本的考え方

- 未就学児（1歳未満児を除く。）については、地域集団接種が基本である。しかしながら、できるだけ早く効率的に接種を進める観点から、保育所等の集団を活用した施設集団接種とすることも可能である。その場合は、施設管理者や園医・嘱託医等と十分に協議する。

<sup>3</sup> 平成 21 年（2009 年）の新型インフルエンザ発生時には、妊婦が保存剤を含まないワクチンを選択できるよう配慮した。

<sup>4</sup> 児童福祉施設等の入所児童については、2.2.2(10) 施設入所者の項も参照。

- また、接種に際しては、保護者の同伴が原則として必要と考える。

## 2) 取組みの具体例

- 保育所等においては、送迎の時間帯に接種を実施することで、保護者が同伴している状態で、施設集団接種が実施できる。
- 被接種者である未就学児だけでなく、同伴した保護者に接種してよいかという議論があるが、接種順位に関しては政府対策本部において決定されるため、同伴した保護者が接種の対象でない場合には同時に接種することは認められない。しかし、ワクチンが豊富に供給されている状況で、未就学児と保護者の両方が接種対象である場合には、同時に接種することを考慮することは可能である。

### (4) 小中学生

#### 1) 政府行動計画・ガイドライン記載事項

- 市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、学校関係者等と協力し、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める必要がある。(政府行動計画 P. 34)
- 市町村は、接種の実施に当たり、国及び都道府県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するなどにより接種会場を確保する。(政府行動計画 P. 55)

#### 2) 基本的考え方

- 小中学生を対象とした施設集団接種を実施することは、小児の接種を進める観点からは効率的な方法であると考える。
- 保護者の事前の同意があることを前提に、小中学生を当該施設における施設集団接種の対象とすることができる。保護者の同伴は原則不要であると考えられる。ただし、保護者の希望がある場合は接種時の同伴を受け入れるなど柔軟な対応を行うことが望ましい。
- 小中学校における施設集団接種を行わない市町村では、小中学生についても地域集団接種を行うことになる。
- 小中学校において、施設集団接種を実施するかどうかについては、事前に学校及び教育委員会などと関係者で十分に協議して進める必要がある。

### (5) 高校生

#### 1) 基本的考え方

- 高校生は、住民基本台帳に登録されている市町村以外の市町村に所在する学校に通っている場合も多いことを考えると、原則として施設集団接種ではなく、地域集団接種の対象とすることが望まし

- 生徒の多くが当該高校の所在市町村に居住している場合などには、市町村が当該学校及び教育委員会等と協議し、高等学校における施設集団接種とする場合もある。

(6) 専門学校生・大学生等

1) 基本的考え方

- 専門学校生や大学生については、住民基本台帳に登録されている市町村以外の市町村に所在する学校に通っている場合も多いことを考えると、原則として施設集団接種ではなく、地域集団接種の対象とすることが望ましいと考える。
- 学生の多くが当該学校の所在市町村に居住している場合などには、市町村は当該学校及び教育委員会等と協議し、当該学校における施設集団接種とすることも検討すべきである。

(7) 高齢者

1) 政府行動計画・ガイドライン記載事項

- 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65才以上の者）  
(ガイドライン P. 95-96)

2) 基本的考え方

- 「基礎疾患のある者」に該当する高齢者は、通院する医療機関が発行した「優先接種対象者証明書」を持参し地域集団接種により接種する。「基礎疾患のある者」に該当しない高齢者は、原則として地域集団接種の対象とする。（2.2.2. (1) 基礎疾患有する者を参照。）
- 高齢者通所介護サービスを行う施設等で、移動が困難な者が多い場合は、市町村によっては、施設集団接種とする場合もある。
- 在宅医療を受療中の高齢者については、移動が困難な場合は、地域訪問接種を実施する。移動が可能な場合は、地域集団接種を実施する。
- 高齢者介護施設の入所者については、施設集団接種を実施する。短期入所の場合は、施設を退院・退所後に、接種会場へ出向くことが可能であれば、地域集団接種、出向くことが困難な場合は、地域訪問接種とする。（2.2.2. (10) 施設入所者を参照。）
- 高齢者や障害者等で本人の同意取得が困難な場合は、保護者の同意を文書で示すこと（2.3.3.本人の同意）を参照。

## (8) 障害者

### 1) 基本的考え方

- 障害者施設の入所者については、施設集団接種を実施する。短期入所（概ね入所期間が 90 日未満の者）の場合は、施設を退院・退所後に、接種会場へ出向くことが可能であれば、地域集団接種、出向くことが困難な場合は、地域訪問接種とする。（2.2.2. (10) 施設入所者を参照。）
- 障害者施設の通所者については、円滑に接種できるよう施設集団接種とすることもある。
- 障害者については、移動が困難な場合は、地域訪問接種を実施する。移動が可能な場合は地域集団接種の対象とする。

## (9) 在宅医療を受療中の患者

### 1) 政府行動計画・ガイドライン記載事項

- 在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。（ガイドライン P.104）

### 2) 基本的考え方

- 在宅医療を受療中の患者のうち、移動が困難な者については、かかりつけ医や市町村から委託を受けた医療従事者がその地域の対象者を戸別訪問して地域訪問接種を行うことが適当と考えられる。接種会場へ移動可能な者は、地域集団接種を実施する。
- ホームページや広報紙、自治会の回覧板、テレビ・ラジオ、広報車などを用いた周知を図りつつ、かかりつけ医やケアマネジャー、民生委員などを通じて周知し、本人や家族等から申し出てもらう必要があると考えられる。

### 3) 取組みの具体例

- 自治体で把握している在宅高齢者のリストを利用することも考えられる。また、災害時要援護者対策の一環で平時から在宅療養者について把握している場合は、そのような情報も活用可能である。

## (10) 施設入所者等

### 1) 基本的考え方

- 住民接種の実施と接種順位が示されたら、市町村は、施設（医療機関、介護保険施設、社会福祉施設等）における接種対象者数を速やかに把握する。
- 施設（医療機関、介護保険施設、社会福祉施設等）への入院・入所者は、原則、施設集団接種の対象とする。ただし、短期の入院・入所者（概ね入院・入所期間が 90 日未満の者）は退院・退所後

に地域集団接種を受ける。

- 施設所在市町村の住民基本台帳に登録がない者でも、今後、長期（90日以上）に入院・入所する見込みの者であれば、施設所在市町村において接種対象者とすることを、国による統一的な取決めとすることが適切であると考える。
- 小児や高齢者、障害者等で本人の同意取得が困難な場合は、保護者の同意を文書で示すこと（2.3.3 本人の同意を参照。）
- 高齢者等については、その意思表示の確認を十分に行うことが特に重要であり、心身の状況により施設に入所する者などについて、施設の長の判断で本人の意思表示に代わることはできない。家族やかかりつけ医の協力を得て、本人の平素の言動なども勘案し、その意思を慎重に確認することが適当である。

#### （11）通所サービス利用者

##### 1) 基本的考え方

- 通所サービス等の利用者については、地域集団接種を原則とする。
- ただし、移動が困難な者等が多い通所施設については、施設集団接種とすることも考えられる。

### 2.2.3 対象者への周知方法の検討

#### （1）基本的考え方

- 事前準備の段階では、市町村は対象者に対する周知の方法（手段及び内容等）について、可能な限り具体的に検討を進めておく必要がある。
- 対象となる全ての住民に対して、効率的かつ効果的に適切な時期に周知を図ることが重要である。そのため、各市町村が地域の実情に合わせて媒体や周知方法を工夫することが期待される。
- 周知方法としては対象となる住民一人ひとりへの個別通知を発出することが望ましいが、転居等により通知が届かないなどの限界があるので、ホームページや広報紙、自治会の回覧板、テレビ・ラジオ、広報車などを用いた集団を対象とした周知方法についても合わせて検討する必要がある。また、個別通知の費用についても検討する必要がある。
- 市町村は、国の基本的対処方針による接種順位等を踏まえて、供給量に対応した具体的な接種計画を立案し、接種日・接種場所を検討する必要がある。特に発生初期には接種対象者数に対してワクチンが十分供給されない場合を想定し、混乱なく円滑な接種が行えるよう、あらかじめ十分な検討を行うことが必要である。

- また、新型インフルエンザ等対策としては、ワクチンが唯一の対策ではないこと、個人の感染予防策を確実に行なうことが大切なことを繰り返し周知し、パニックを防ぐことが重要である。

#### (2) 取組みの具体例

- 周知ポスター・チラシ、個別通知には対象者は原則住民基本台帳に登録がある住民であることを明記する必要がある。その上で、住民基本台帳への登録がない場合でも、「長期入院・入所者」、「里帰り分娩の妊産婦及び同伴の小児」は接種可能であること、またその場合の市町村への申し込み方法を具体的に分かりやすく伝える。
- 周知ポスター・チラシ、個別通知などに「全員に接種するまでには時間がかかり、接種まで順番を待つ必要がある」ことや、「予防のためには手洗い・咳エチケット等が重要である」ことなどについても、具体的に分かりやすく説明し、様々な媒体を通じて住民の理解を得ることが必要である。
- 市町村の住民基本台帳に登録のない「長期入院・入所者」が接種対象となることについては該当する施設へ、「里帰り分娩の妊産婦及び同伴の小児」については産科医療施設や助産所へも周知する方法が考えられる。
- 住民に対する広報・周知の方法として、ポスター掲示等については、公的施設だけでなく、駅やコンビニなど人が多く集まる場所に掲示する工夫も考えられる。
- また、防災無線や自治会の回覧板等の既存媒体の活用や、民生委員等に周知の協力を求めるなど地域ネットワークを活用することや、学校や企業を通じた広報等も考えられる。
- 特に大規模市においては、日々の転出転入者数が多いために、漏れがないように個別通知を郵送することは不可能である。例えば、郵送による場合は、転出後に郵便局へ転居届が出されていない住民へは通知されないという限界がある。また、膨大な事務量や印刷・郵送等のコストが課題となることを留意して周知方法を自治体規模等に応じて検討する必要がある。

### 2.2.4 予約方法の検討

#### (1) 基本的考え方

- 予約方式は、住民にとっても都合の良い時間や場所で接種が受けられ、利便性が高い方法である。
- 接種対象者に、あらかじめ時間と場所を指定し、あるいは選択してもらった上で接種する予約方式は、供給されたワクチンを効率的かつ計画的に、多くの住民に接種し、無駄を最小限にすることができる。一方で、事前に予約をしない先着順のような方法では、パニックが起きるリスクも考えられる。
- 市町村にとっては、予約に伴う事務量負担が大きく、はがき等による郵送式の場合は印刷・郵送等のコストが課題となることがある。また電話等による予約の場合は、予約の受付・確認・変更等に